

埼玉県空手道連盟

審判員規定

この規定は、公益財団法人全日本空手道連盟、公認審判員規定に基づき、埼玉県空手道連盟の審判員規定として制定する。

第1章 組手審判員

(区分)

第1条 組手審判員は、次の通り区分する。

- (1) 公認組手審判員 A級、B級
- (2) 県組手審判員 C級

(資格条件)

第2条 組手審判員は資格基準に基づき、県の公式競技において、審判員の資格を有する。

2. A級及びB級は、公認段位3段以上とし、空手道歴7年以上・年齢満23歳以上とする。
3. C級は、公認段位初段以上とし、空手道歴7年以上・年齢満23歳以上とする。

(組手審判員基準等)

第3条 組手審判員は、次に掲げる資格基準に基づく。

- (1) 「A級」：公認段位、道歴、年齢の条件を満たし審査の結果、主審としての知識・技術を有している者
「B級」：条件を満たし審査の結果、副審としての知識・技術を有している者
「C級」：条件を満たしているが審査の結果、主審・副審の知識・技術を有していない者及び条件を満たしていない者
- (2) 資格「A級」は県の主審、「B級」は県の副審とする。

(資格の有効期限)

第4条 審判員の有効期限は、資格取得の次年度から3年後の3月31日までとする。

(資格の更新)

第5条 組手審判員の資格の更新は、その有効期限内に本連盟が指定する講習会に受講することをもってこれを行なう。

(資格の失効)

第6条 有効期限内に更新しなかった場合は、資格を失効し格下げとする。

「A級」→「C級」、「B級」→「C級」、「C級」→「無資格」

(審査会の実施)

第7条 審査会の実施は、年1回実施することを原則とし、日時、場所、必要事項をあらかじめ公告又は通知する。

(審査員)

第8条 組手審判員の審査員は、本連盟の理事長が選任するものとし、資格審査員5名により行う。

(受審者の資格基準)

第9条 組手審判員の審査を受けるためには、全空連会員登録者並びに本連盟会員登録者で、第2条の資格基準に基づいて受審すること。

(受審の申請)

- 第10条 組手審判員の審査を受けようとする者は、所定の申請書を提出しなければならない。
2. 組手審判員の審査料は本連盟が定める。

(審査の科目)

- 第11条 審査の科目は、実技試験並びに筆記試験を行なうものとする。

(審査料)

- 第12条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

(委嘱)

- 第13条 本連盟で行なわれる競技の組手審判員について、有資格者不足の場合は第3条の基準に関わらず委嘱することができる。

(講習会)

- 第14条 第1条に該当する組手審判員資格取得のためには、本連盟が実施する組手審判員講習会を2回以上受講しなければならない。

(講習会参加基準)

- 第15条 本連盟会員登録者

(定年)

- 第16条 組手審判員の定年は、満65歳とする。但し、満65歳定年後も更新できるものとする。
2. 郡市連盟の推薦があり本連盟が認める場合、定年を越えても監査並びに審判員を委嘱することができる。

(上位組手審判員受審者の承認)

- 第17条 全国組手審判員、地区組手審判員受審者は、本連盟の承認を得なければならない。

第2章 形審判員

(区分)

第18条 形審判員は、次の通り区分する。

- (1) 公認形審判員 A級
- (2) 県形審判員 B級

(資格)

第19条 形審判員は資格基準に基づき、県の公式競技において審判員の資格を有する。

2. A級は、公認段位4段以上、地区組手審判員のほか公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上の資格保持者で、満25歳以上とする。
3. B級は、公認段位3段以上、地区組手審判員のほか公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上の資格保持者で、満25歳以上とする。

(形審判員資格、基準等)

第20条 形審判員は、次に掲げる資格基準に基づく。

- (1) 「A級」：公認段位、道歴、年齢の条件を満たし審査の結果、主審としての知識・技術を有している者
- (2) 「B級」：条件を満たし審査の結果、副審としての知識・技術を有している者

(資格の有効期限)

第21条 審判員の有効期限は、資格取得の次年度から3年後の3月31日までとする。

(資格の更新)

第22条 形審判員の資格の更新は、その有効期限内に本連盟が指定する講習会に受講することをもってこれを行なう。

(資格の失効、格下げ)

第23条 有効期限内に更新しなかった場合は、資格を失効し格下げとする。

「A級」→「B級」、「B級」→「無資格」

(審査会の実施)

第24条 審査会の実施は、年1回実施することを原則とし、日時、場所、必要事項をあらかじめ公告又は通知する。

(審査員)

第25条 形審判員の審査員は、本連盟の理事長が選任するものとし、3級資格審査員以上5名とし、審査長は2級資格審査員以上とする。

(受審者の資格基準)

第26条 形審判員の審査を受けるためには、全空連会員登録者並びに本連盟会員登録者で、第20条の要件を満たす者でなければならない。

2. 本連盟の形審判員養成講習会の受講修了者でなければならない。

(受審の申請)

第27条 形審判員の審査を受けようとする者は、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 形審判員の審査料は本連盟が定める。

(審査の科目)

第28条 審査の科目は、評価実技試験、形実技試験並びに筆記試験を行なうものとする。

2. 「B級」で形実技試験並びに筆記試験の合格者は、次回以降の審査では免除とする。

(審査料)

第29条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

(委嘱)

第30条 本連盟で行なわれる競技の形審判員について、有資格者不足の場合は第20条の基準に関わらず委嘱することができる。

(講習会参加基準)

第31条 本連盟会員登録者

(定年)

第32条 形審判員の定年は、満65歳とする。但し、満65歳定年後も更新できるものとする。

2. 郡市連盟の推薦があり本連盟が認める場合、定年を越えても監査並びに審判員を委嘱することができる。

(県大会の参加基準)

第33条 本連盟が主催する競技会においては、第20条を満たす者とする。

(上位形審判員受審者の承認)

第34条 全国形審判員、地区形審判員受審者は、本連盟の承認を得なければならない。

第3章 雑 則

(規定の改正)

第35条 本規定は、理事会の議決により改正することができる。

附則

この規定は、平成24年7月1日より施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日に改正し、同日より施行する。